令和７年度

事　業　計　画

社会福祉法人　五所川原市社会福祉協議会

令和７年度

社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会
事　業　計　画

《 基本方針 》

今年度、社会福祉法人化６０周年を迎える本会では、経営の健全化に向けた分析と改善を急務として安定した経営の努力と、組織力の強化、人材育成に努め、より充実した地域福祉活動推進に継続して取り組めるよう法人全体の刷新を行います。

人口減少や物価高騰が続き、経済の安定しない社会環境の中、人のつながりは益々希薄化し、家族間でさえ疎遠になっている現状が顕著に見られ、孤立、引きこもり、生活困窮等の問題の複雑化、表面化しないニーズや困りごとなどを把握するとともに迅速な対応が求められています。

社会福祉法人や関係する機関･団体､企業等との連携･協働を積極的に展開し、課題解決に向けた検討と世帯自立へ向けた相談援助に住民の協力を得ながら取り組みます。

日ごろから近隣住民との顔の見える関係づくりに期待を寄せ､誰もが安心して暮らせるまちとなるよう、本会の基本理念である「笑顔で幸せあふれるごしょがわら」の実現に歩みを進めます。

第３次地域福祉活動計画（ささえあいプラン）の体系図

基本理念

つながり広め　支え合うまち

基本目標	基本計画
基本目標 1 ともに支え合い、助け合える『地域づくり』	① 住民主体の地域福祉活動の推進 ② 地域の交流の場・機会の創出 ③ 福祉当事者団体への支援と活動連携
基本目標 2 地域での支え合いを担う『人づくり』	① ボランティア活動の促進と支援、担い手の育成 ② 災害に強いまちづくり ③ 福祉意識の醸成
基本目標 3 自分らしい暮らしを尊重する『環境づくり』	① 権利擁護の充実 ② 当事者の社会参加の促進
基本目標 4 複雑化したニーズを受け止める『仕組みづくり』	① 地域生活を支える福祉サービスの充実 ② 安心を支援しよりそう事業の推進 ③ 身近で相談できる体制づくり ④ 新たな課題に対応する取り組み
基本目標 5 地域福祉活動を支える『基盤づくり』	① 広報・啓発活動の充実 ② 組織体制の強化 ③ 財政基盤の確保・強化 ④ 指定管理者制度の取り組み

重 点 項 目

➢　住民主体の地域福祉活動の推進

少子高齢化の進行、社会交流の希薄化などの影響により地域で孤立する住民が増えています。顔の見える小地域において、住民が主体的に実施する見守りや支え合い活動を推進します。住民個人や団体、行政等が相互に連携するネットワークを構築し、地域社会全体で見守る体制作りに努めます。

➢　権利擁護の充実

高齢化や親族支援の脆弱化も進行し、病気や障がい、認知症等により、権利擁護支援を必要とする方も増加しています。自分らしさを保持した社会生活の継続のために、権利擁護支援の需要増大に対応できる体制整備が求められています。

関係機関・関係者と連携した取り組みを図り権利擁護の推進を図ります。

➢　地域生活を支える福祉サービスの充実

一人ひとりの希望に沿う視点をさらに広げ、介護保険事業や障害者自立支援事業の公的なサービスだけではなく、インフォーマルなサービスの充実が重要となっています。

多様化するニーズに対応するため、介護等サービスと地域の見守りやボランティア活動が連携した、住民主体となるサービスを検討し、住み慣れた場所で安心して暮らし続けることができる支援を目指します。

➢　財政基盤の確保・強化など

本会で行っている地域福祉活動について参画を広げていただけるよう、市民・団体へあらゆる機会と場面を設けて理解を求める説明や活動等が必要です。

社協が公共性の高い地域福祉推進の中核組織であることをもとに、福祉充実に要する助成金・受託金の確保を図ります。

管理職は経営改善と人材育成を責務とし、職員の意思統一と組織力の強化に尽力します。

＝主要事業＝

ともに支え合い、助け合える『地域づくり』の推進

第１　住民主体の地域福祉活動の推進

1. 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 …P.7

2. 地域見守り支え合い事業 …P.7

3. ひとり暮らし高齢者のつどい …P.7

第２　地域の交流の場・機会の創出

１．生活支援体制整備事業 …P.8

２．ふれあいいきいきサロン事業 …ｐ.8

第３　福祉当事者団体への支援と活動連携

１．福祉団体事業支援 …ｐ.8

２．地区社協・福祉団体活動費助成事業 …ｐ.9

地域での支え合いを担う『人づくり』の育成

第１　ボランティア活動の促進と支援、担い手の育成

１．五所川原市ボランティア・市民活動センター運営事業 …ｐ.9

２．アクティブシニアポイント事業 …ｐ.9

３．福祉サポーター養成講座の開催 …ｐ.9

第２　災害に強いまちづくり

１．五所川原市災害ボランティアネットワークの構築 …ｐ.10

２．福祉避難所の受け入れ態勢整備 …ｐ.10

第３　福祉意識の醸成

１．五所川原市社会福祉大会の開催 …ｐ.10

２．ふくし出前講座の開催 …ｐ.10

自分らしい暮らしを尊重する『環境づくり』の促進

第１　権利擁護の充実

１．西北五圏域権利擁護センターの受託運営 …ｐ.10

２．権利擁護センターごしょがわら運営事業 …ｐ.11

第２　当事者の社会参加の促進

１．愛の輪レクリエーション大会の開催 …ｐ.11

２．ケア付き立佞武多実施事業 …ｐ.11

複雑化したニーズを受け止める『仕組みづくり』の充実

第１　地域生活を支える福祉サービスの充実

１．介護福祉事業 …p.12
２．支え合い支援事業（保険適用外事業） …p.12
３．障害者総合支援事業 …p.12
４．放課後児童健全育成事業 …p.13
第２　安心を支援しよりそう事業の推進
１．緊急通報システム「福祉安心電話サービス事業」 …p.13
２．電話訪問サービス「お元気ですかコール事業」 …p.13
３．生活福祉資金貸付事業 …p.13
４．五所川原市たすけあい資金貸付事業 …p.13
５．福祉用具貸与事業 …p.13
６．福祉移送サービス事業（一般乗用旅客自動車運送事業） …p.13
７．歳末たすけあい事業 …p.13
第３　身近で相談できる体制づくり
１．なんでも相談所の運営 …p.14
２．在宅介護支援センター運営事業 …p.14
３．行政及び専門機関との連携 …p.14
４．地域住民からの意見、提案、課題等収集 …p.14
第４　新たな課題に対応する取り組み
１．五所川原こども宅食おすそわけ便 …p.14
2.あおもりしあわせネットワーク事業 …P.14
3.フードバンクの活用 …P.14

地域福祉活動を支える『基盤づくり』の強化
第１　広報・啓発活動の充実
１．広報紙「社協ごしょがわら」、「声の社協」発行 …p.14
２．ホームページ運営事業 …p.14
第２　組織体制の強化
１．法人（会務）の適正な運営【主要会議】 …p.15
２．各部署定例会議の開催、職員の資質向上 …p.15
３．地区社協や各種団体・関係機関との連携・協働 …p.15
４．事業所におけるハラスメント防止の推進 …p.16
５．事業継続計画（BCP）の推進 …p.16
第３　財政基盤の確保・強化
１．会員会費制度の周知と拡大 …p.16
２．赤い羽根共同募金等の促進 …p.16
３．有料広告の利用促進 …p.16

４．各種助成の確保 …p.16

第４　指定管理者制度の取り組み

１．五所川原市養護老人ホームくるみ園管理運営 …p.16
２．五所川原市地域福祉センター管理運営 …p.17
３．五所川原市生き活きセンター管理運営 …p.17
４．金木中央老人福祉センター管理運営 …p.17
５．五所川原市健康増進施設（にこにこ温泉しうら）管理運営 …p.17
６．金木生活支援ハウス管理運営 …p.17

《事業実施内容》

ともに支え合い、助け合える『地域づくり』の推進

第１　住民主体の地域福祉活動の推進

１．生活困窮者支援等のための地域づくり事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう支援するため、個別的・包括的・継続的な相談支援活動を実施するほか、対象者の把握・支援に向けて、関係機関・団体等との強力なネットワークを構築する。

住民が主体となる見守りや支え合い活動を強化、育成、支援等を行うとともに、地域福祉の向上を図るため、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会、地域における共助基盤の構築を目的とした地域共生社会を目指します。

２．地域見守り支え合い事業

希薄になりがちな近隣交流の再生と福祉力向上を目的に、見守り活動や交流活動等を展開する町内会に助成金の交付・支援を行います。誰もが安心・安全に暮らせるよう、日常的な見守り支援を図るとともに、地域課題の掘り起こしと解決に向けた取り組みを進めます。

(1) 見守りネットワーク活動促進事業

地域住民が主体となって取り組む見守り活動を推進し、要援護者の早期発見と対応につなげるとともに、地域を拠点として、住民や福祉関係者、企業、行政等が相互に連携するネットワークを構築し、地域社会全体で見守る体制づくり、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

ア、ふれあいほっとサロン事業

身近な場所を活用し、地域の高齢者や住民ボランティアが協働し、自主的に企画・運営するサロン活動を進め、閉じこもり防止や認知症予防を図るとともに、生きがい・仲間づくりとなる社会参加と見守りを支援します。

イ、除排雪たすけあい事業

除雪が困難な世帯を対象に、地域住民による助けあいの活動によって除雪作業を実施し、安心して暮らすことができる地域づくりを支援します。

ウ、ふれあい交流会開催事業

近隣とのつながりや絆の再構築を図るため、老若男女地域の誰もが参加できる交流会等の開催を促進し、互いに支え合う「地域共生社会」の構築を支援します。

エ、その他の福祉活動事業

地域の生活課題に対し、住民自らが解決・改善を検討する取り組みを推進し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

３．ひとり暮らし高齢者のつどい実施事業

概ね７０歳以上の在宅高齢者等を対象に、生きがいを持ち、健康な生活を営むことができる地域社会の形成を促進するため、市内各地区社協等が主体となり、地域の資源を活かしながら、参加者相互の交流や生活意欲の向上を図ります。

第２　地域の交流の場・機会の創出

１．生活支援体制整備事業

高齢者等が住み慣れた地域において、閉じこもることなく、つながり、支え合える地域構築のために、事業における第２層生活支援コーディネーターを受託・配置し、住民ニーズの把握、社会資源の把握等の地域アセスメントを行い、関係者間のネットワークの構築や、通いの場等の生活支援サービスの創出、並びにサービスや支援の担い手となるボランティアの養成を、第１層生活支援コーディネーターとともに推進します。

２．ふれあいいきいきサロン

高齢者、障がい者及び子育て世代等のサロンの普及に関し、周知啓発やサロン運営の支援を行います。身近な集会所等を利用して気軽に集まることができ、生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げられるような場を、地域住民とともに創出します。

第３　福祉当事者団体への支援と活動連携

１．福祉団体事業支援

(1)　五所川原市ボランティア連絡協議会

地域福祉活動をより一層推進するため、ボランティア団体・個人の充実を図るため、互いに連携、協力、情報交換等のため組織された連絡協議会の充実に資するため、事務局運営等を支援します。

(2)　五所川原市共同募金委員会

住民相互の助け合いを基調とした赤い羽根共同募金運動、及び歳末たすけあい運動を推進し、誰もが安心して暮らすことができるよう、寄付者の意思を尊重し、地域福祉の推進を図ることを目的とする。街頭募金を実施することにより、市民にむけての共同募金への理解と啓発を図る。

(3)　社会福祉法人等連絡協議会

市内の社会福祉法人で組織される協議会に参画します。協議会は協働により地域が必要とするサービスの創造及び支援を行い、地域の社会資源としての役割を果たすことを目的に、市民の誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。また、本会はその事務局を担当し、各地区においてイブニングミーティングを開催、住民の声を活かし円滑な運営を推進します。

(4)　五所川原市身体障害者福祉会

身体に障がいを抱える方が自ら進んでその障がいを克服し、会員相互の親睦と密接な組織活動を促進するため、会員数増加を目的に周知活動と誰もが楽しめるレクリエーション活動ができるよう取り組みます。また、社会福祉向上に貢献することを目的として組織された団体の発展のため、その適正な事務局運営を推進します。

(5)　西北五手をつなぐ育成会

市内及び西北管内に居住する知的障がいをお持ちの方の相互扶助の理念に基づき、生活の確立と向上、親睦交流、育成と福祉の増進を図ることを目的として組織された団体の適正な事務運営を推進します。

(6)　五所川原市母子寡婦福祉会

会員相互の親睦を図るため、連絡調整を緊密にし、ひとり親世帯が集いに参加できるよう支援を行います。また、母子寡婦福祉の増進を図ることを目的に組織された団体の適正な事務運営を推進します。

(7)　五所川原市老人クラブ連合会

高齢期を楽しく、生きがいをもって暮らすため、健康で自立し、異世代間との交互交流を継続して行い、豊かな生活をより楽しめる地域づくりの支援を行います。また、高齢者自ら「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組む、老人クラブの普及・発展のための連合会事務局運営を推進します。

２．地区社協・福祉団体活動費助成事業

地域の福祉ニーズに即した住民主体の細かな事業活動の展開にあたり、地区社協及び福祉団体等に対する地域福祉活動推進の助成、及び支援を行います。

地域での支え合いを担う『人づくり』の育成

第１　ボランティア活動の促進と支援、担い手の育成

１．五所川原市ボランティア・市民活動センター運営事業

ボランティア情報の提供や各種相談、人材育成等を通して、個人・団体ボランティアなどの支援・コーディネートを行い、継続的な参加へのきっかけづくりを進めていくとともに、ボランティア活動の振興に必要な支援を行います。

① ボランティア活動の支援・調整・普及等のコーディネート
② ボランティアニーズの発信　③ ボランティア保険の周知・受付
④ レクリエーショングッズの貸出し　⑤ 収集ボランティア
⑥ ボランティアリーフレットの作成

２．アクティブシニアポイント事業の推進

「少子高齢化社会」「人生１００年時代」と言われる今日において、高齢者の社会的活躍に注目が集まっており、社会を担う力としてその役割が一層期待されています。65 歳以上の登録者が介護施設等で行うボランティア活動や市民活動の場所でのボランティア活動にポイントを付与することで、高齢者の生きがい、健康増進、介護予防につなげるとともに、地域活動の担い手としての高齢者の社会参加を促進します。

３．福祉サポーター養成講座の開催

住民同士で互いに支え合う地域社会の構築を目的に、地域への関心・理解を深めるため、講座の開催やサポート活動のための機会を提供します。

第２　災害に強いまちづくり

１．五所川原市災害ボランティアネットワークの構築

近年頻発する水害や地震、雪害など自然災害に対する備えや災害発生時には「災害ボランティアセンター」を円滑に設置運営できるよう、常日頃から企業やボランティア等各協力機関及び個人・団体等との連携を深める。

２．福祉避難所受け入れ態勢の整備

五所川原市との「福祉避難所の確保に関する協定書」に基づき、災害発生時に一般避難所での生活に支障があり特別な配慮を要する方（要援護者）を、下記の施設が「福祉避難所」となって、円滑に受け入れできる態勢を整えます。

（1）五所川原市養護老人ホームくるみ園
（2）五所川原市地域福祉センター
（3）金木中央老人福祉センター
（4）金木生活支援ハウス
（5）市浦生活支援ハウス

第３　福祉意識の醸成

１．五所川原市社会福祉大会の開催

住民が安心して暮らせる住み良い福祉のまちづくりを推進するために、市民及び福祉関係者等が一堂に会し、地域福祉推進の意義を認識すると共に、社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰、感謝する式典等のため令和７年10月25日（土）ふるさと交流圏民センター（オルテンシア）で開催します。

２．ふくし出前講座の開催

福祉への関心や理解を深め、思いやりの心や助け合う力を養うため、ふくし出前講座メニューを機関連携で充実・整備・周知し、小・中・高等学校や町内会、各種団体等からの依頼に応じ、講座開催の支援・調整や職員の派遣、講師の紹介等を行います。

市民の福祉への理解、地域福祉の推進を振興し、あわせて本会に関する理解を深め、支え合うまちづくりにおける市民との協働を推進することを目指します。

自分らしい暮らしを尊重する『環境づくり』の促進

第１　権利擁護の充実

１．西北五圏域権利擁護センターの受託運営

成年後見制度利用促進基本計画における中核機関について、五所川原市・つがる市・鶴田町の２市１町を担当する。法的資源や後見人候補など社会資源が少ない地域も多く、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築化を進め、権利擁護の普及啓発、成年後見制度等の利用促進を資する下記業務を行います。

① 広報
② 権利擁護の相談支援
③ 権利擁護支援チームの形成支援
④ 権利擁護支援チームの自立支援

２．権利擁護センターごしょがわら運営事業

地域において、障がいや認知機能の低下などにより、自身の判断能力が不十分となり、意思や権利を主張することが困難な方を対象に、関係機関・関係者がネットワークを構築し、各種サービス事業の効果を向上させ、地域住民の権利を護るための方法、制度活用を支援します。

(1) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者など、判断能力が不十分な方の権利擁護を目的に、福祉サービスを適切に利用できるよう一連の援助を行い、それに伴う日常的な金銭管理等で日常生活維持支援を行います。本会は、基幹的社協として五所川原市・中泊町地域を担当します。

(2) 成年後見人等受任事業

生活に必要な種々の判断を自身では行なうことができないなど、法律行為や財産管理がしづらい方を対象に、成年後見制度に基づく成年後見人等を本会が法人として受任し、成年被後見人等の財産管理、及び身上監護等支援を行い、法律的に保護し自立を支えます。

(3) 財産あんしんサポート事業

高齢者や障がい者本人が保有・保管する重要財産（権利書や預金証書等）を、利用者本人と本会との契約締結を基に、その適正な執行により、安心して日常生活を送ることができるよう支援します。世帯の単身化が進む社会の新たなニーズ（財産保管、死後事務委任等）に対応します。

第２　当事者の社会参加の促進

１．愛の輪レクリエーション大会の開催

在宅・施設入所者を問わず、障がい者が、その家族やボランティア、住民と一堂に集い、レクリエーションを通じて親睦を深め、自らの活動意欲を育成し、地域にノーマライゼーションの理解を広げることを目的とし、学生ボランティアの福祉教育の推進も含め、令和７年 11 月 15 日（土）に開催します。

２．ケア付き立佞武多実施事業

地域を代表する祭りである「五所川原立佞武多」に、誰もが一緒に参加できるよう、ボランティアが結集し介助や送迎の環境を整え、参加したいと願う在宅高齢者及び障がい者の希望実現の支援。障がい者等の社会参加を促進し、バリアフリーを推進していく契機となるよう、８月の祭り期間に実施します。

複雑化したニーズを受け止める『仕組みづくり』の充実

第１　地域生活を支える福祉サービスの充実

１．介護福祉事業

(1)　居宅介護支援事業

高齢者等が、病気や加齢などの原因によって日常生活に何らかの問題が生じたとき、介護支援専門員が生活相談に応じて適切なアドバイスをします。また、居宅の要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や生活環境、生活に対する希望などを勘案しながらケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。多様な生活課題に総合的に対応し、自立した日常生活を送ることができるよう支援をします。

(2)　訪問介護事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

本人や家族だけでは日常生活を営むことが難しくなった高齢者等に対して、訪問介護員が自宅に赴き、入浴・排泄・食事等の身体介護や、掃除・洗濯・調理等の生活援助、通院等の外出介助などによって、高齢者等が生きがいをもって自立した在宅生活を送ることができるよう支援をします。

(3) 通所介護事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

要介護状態等にある高齢者等がデイサービスセンターへ通い、入浴ほか排泄、食事等の日常生活を送るうえで必要な介護や、心身機能向上のための機能訓練及びレクリエーションなどのサービスを提供することによって、高齢者等が自立した在宅生活を送ることができるよう支援をし、また家族の介護負担軽減を図ります。

２．支え合い支援事業（保険適用外事業）

何らかの理由で必要な介護保険サービス等を利用できない高齢者等に対し、訪問介護事業に準じたサービスなどを提供することで、多様な生活課題に対応し、安心した在宅生活を送れるよう支援します。

３．障害者総合支援事業

(1)　居宅介護・重度訪問介護事業・同行援護事業

居宅支給決定を受けた障がい者等に対し、訪問介護員が自宅に赴き、身体介護・生活援助・移動支援・通院等乗降介助などのサービスを提供することで、障がい者等が自立した在宅生活を送ることができるよう支援をします。

(2)　障害者デイサービス事業

居宅支給決定を受けた障がい者等がデイサービスセンターに通うことで、個別のニーズに合わせた介護やレクリエーションなどのサービスを提供することによって、生活能力の向上や社会参加の促進を支援します。

(3)　障害者移動支援事業

居宅支給決定を受けた障がい者等に対し、訪問介護員（ガイドヘルパー）が外出のための支援を行うことにより、自立した日常生活及び社会参加の促進を支援します。

４．放課後児童健全育成事業

児童の学校外活動において、健康増進及び情操を豊かにすることを目的に、ひまわり放課後児童クラブ（五所川原市地域福祉センター内）を拠点とし、遊び場提供、学習活動を自主的に行える環境整備、生活指導の他、地域交流・連携を深め、関係団体等と協働した子育て支援機能をもって、児童の健全育成活動を推進します。

第２　安心を支援しよりそう事業の推進

１．緊急通報システム「福祉安心電話サービス事業」

住み慣れた地域社会で、安心して生活できる環境づくりを近隣住民や福祉・保健・医療等の関係団体を結集したネットワークづくりで進めると共に、近隣の協力員を中心とした２４時間体制の見守りによる安心を提供します。また、各関係機関で利用者情報を共有し、適切なサービス事業の展開につなげます。

２．電話訪問サービス「お元気ですかコール事業」

福祉安心電話サービス利用会員等の利用希望者に定期的な電話訪問を行い、悩み事の早期発見、不安解消、安否確認等の支援をします。

３．生活福祉資金貸付事業（県社協事務受託事業）

低所得者、高齢者又は障がい者世帯等を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉の社会参加促進を図り、安定した生活を営めるよう支援します。

４．五所川原市たすけあい資金貸付事業

低所得世帯等が、急な出費により日常生活を営むのが困難な場合に、一時的な小口資金の貸付及び民生委員等による相談援助により、生活安定に向けた支援をします。

５．福祉用具貸与事業

高齢者及び障がい者等の日常生活の維持や、一時的に要する福祉用具について、他制度利用困難な方への貸与を行い、自立の助長及び介護者の負担軽減を推進します。

６．福祉移送サービス事業

外出が困難な高齢者及び心身障がい者等の方々を、福祉車両や福祉用具を用いることによって、日常生活を送るうえでの必要な外出を可能にします。以て外出が困難な方々の生活の質の向上につなげ、また家族の介護負担軽減を図ります。

７．歳末たすけあい事業

(1) 出張サンタクロース事業

児童の健全育成として、ひとり親世帯とサンタがふれ合う機会を設けることで、今以上に良好な家庭を築けるよう支援します。（NHK 歳末たすけあいの配分金事業）

(2) 地域歳末たすけあい事業

地区社協等の小地域ごとのニーズに応じて、住民が高齢者・障がい者世帯への訪問活動やクリスマス会、しめ縄づくり、お楽しみ食事会など、ふれあいを目的とした事業展開を実施します。

第３　身近で相談できる体制づくり

１．なんでも相談所の運営

地域住民の生活全般における困りごとを解決につなげるための総合的な相談窓口を開設し、24 時間 365 日体制での電話相談に対応します。また、相談機能増強のために専門機関等ネットワーク強化及び相談援助スキルアップなど、体制の充実を図ります。

２．在宅介護支援センター運営事業（市受託事業）

高齢者介護等に関する総合的な相談に応じ、見守りや各種制度へつなぐことを目的とした支援センター事業を市内３圏域において展開します。

(1) 五所川原市社会福祉協議会在宅介護支援センター（主に南小学区）
(2) 金木在宅介護支援センター（金木圏域）
(3) 市浦在宅介護支援センター（市浦圏域）

３．行政及び専門機関との連携・協力

住民からのあらゆる相談対応のため、他の社会資源と連携強化します。また、必要に応じ、他の専門機関にも個人情報保護を踏まえた上、情報共有に取り組みます。

４．地域住民からの意見、提案、課題等収集

地域福祉活動推進へ住民の意見を反映させるため、様々な場面で意見収集やアンケートに取り組みます。

第４　新たな課題に対応する取り組み

１．五所川原こども宅食おすそわけ便

支援につながることが難しく、支援が届きにくいひとり親家庭等との「つながり」を更に強め、子ども達の見守り体制強化を図ります。また、見守りを通して要支援世帯の更なる援助に繋ぐことができるよう、市内社会福祉法人や民生委員・児童委員、市民ボランティア、団体、企業、行政等との連携を推進します。

２．あおもりしあわせネットワーク（参画）

社会福祉法人の社会貢献活動に参加し、多くの社会福祉法人と連携を図り、既存の制度やサービスでは対応できない課題に迅速に対応するために、支援が必要な人を早期把握し、自立のための各種支援を推進します。

３．フードバンク事業

緊急的に生活が困窮する世帯へ、食料品等をニーズに合わせて迅速に提供するとともに、関係機関と情報共有し、自立に向けた支援を行います。

地域福祉活動を支える『基盤づくり』の強化

第１　広報・啓発活動の充実

１．広報「社協ごしょがわら」「声の社協」の発行

地域住民に、福祉に関する各種情報を積極的に伝えることで、常に福祉活動への認識を促し、本会事業活動への理解と参加協力等の広報紙の発行、並びに視覚障がい者等も同様の情報を取得できる手段として、音声化（CD 等）して年６回（奇数月）発行します。

２．ホームページ運営事業

住民活動の取組みや福祉情報、ボランティア・市民活動センターからの発信等、地域住民が必要とする情報をタイムリーに取得できるよう、ホームページの更新に努めます。。

第２　組織体制の強化

１．法人（会務）の適正な運営【主要会議】

地域福祉推進と健全経営を営めるよう会議を開催し、案件の協議をします。

(1)　理事会の開催

令和７年　６月	・令和６年度事業報告及び収支決算審議 など
令和７年　６月	・会長、副会長、常務理事選定 など
令和７年　８月	・令和７年度後期事業展開等に関する検討 など
令和７年１２月	・令和７年度収支補正予算（案）審議 など
令和８年　３月	・令和８年度事業計画（案）及び収支予算（案）審議など

(2) 評議員会の開催

令和７年　６月	・令和６年度事業報告及び収支決算承認 など
令和７年１２月	・令和７年度収支補正予算（案）承認 など
令和８年　３月	・令和８年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認 など

(3) 監査会

令和７年　５月	・令和６年度事業報告及び収支決算等の監査
令和７年１１月	・令和７年度中間監査

(4)　部会・委員会の開催

本会の事業運営や検討事項等に関し、調査や研究等を行なう部会及び専門的課題を検討し、事業推進の指針を示す委員会を必要に応じて設置します。

２．各部署定例会議の開催、職員の資質向上

(1) 法人運営会議（管理職会議）等の開催

本会が運営する各種事業及び管理等の推進において、管理職による運営会議を開催し、経営及び人事、事業等の現状把握と今後の方針を確立し、全職員の意思統一及び職務遂行機能を高めます。特に本年度は経営の分析と改善、人材育成に重点を置きます。

(2) 各部署定例会議の開催

各課、各部署、業務別会議などを開催し、経営及び事業等の課題解決のための方策を話し合い、意思統一のとれた業務の推進・連携を図ります。

(3) 職員の資質向上

社会福祉の専門職として、職員の資質向上のため、各種研修や検討会への積極的な参加等を計画し、変わりゆく制度や情報を的確に把握し、適正に運営できる能力を高めます。また、住民の相談・介護が円滑に行われるよう相談援助・介護等技術の習得を促します。

３．地区社協や各種団体・関係機関との連携・協働

地域福祉を進めるうえで、地区社協及び各種団体・関係機関等のそれぞれ技術向上できる援助や介護の機能を活かしながら、役割分担を明確にしつつ、地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを行っていくため、より一層の連携・協働を図ります。

4．事業所におけるハラスメント防止の措置

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント防止について、労働関係法令等の研修・説明会へ積極的な参加と職員への周知・啓発、また事案に適切に対応するための相談窓口の整備等を図ります。

5．事業継続計画（BCP）の推進

緊急事態となっても、最低限の事業運営が滞らないように、各部署で認識を高めるとともに、法人全体での協力体制も視野に入れ、「事業継続計画（BCP)」に基づいた体制を確立します。

第３　財政基盤の確保・強化

1．会員会費制度の周知と拡大

地域福祉活動の充実と促進を目標に、活動内容を示し、より多くの住民に理解を求め、会員の参画及び会員の拡大に努め財源確保をします。

2．赤い羽根共同募金運動等の促進

市民へ赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の趣旨を広く周知し、募金活動への協力参加を促すと共に、地域のための配分金拡大を目指し、地域福祉の向上を推進します。

3．有料広告の利用促進

広報紙（社協ごしょがわら）等へ民間企業等の広告を掲載可能な体制をとり、より身近で、より充実した事業展開を目指し、有料広告の拡大に努めます。

4．各種助成の確保

福祉事業充実のための各種補助・受託及び指定管理の継続的な支援を働きかけると共に、新たな助成や地域資源の有効活用に向けた情報把握、及び参入を進めます。

第４　指定管理者制度への取り組み

1．五所川原市養護老人ホームくるみ園管理運営（五所川原市字幾世森 165 番地 1）

入居者の人権や意思を尊重し、健康で潤いと生きがいのある生活を維持できる環境を提供すると共に、要介護状態へ進行しないようにフレイル予防(栄養、身体活動、社会参加)に努め、高齢者福祉の向上を図ります。また、養護老人ホームはニーズの多様化・複雑化への対応をはじめ、ソーシャルワーク機能を活用した地域のセーフティーネットとしての役割が求められている今日、地域福祉を担うネットワークの一員として関係機関と連携して、施設の役割・機能の維持向上を図り、以下に基づく施設の運営に努めます。

（１）入居者の個々のニーズに応じた支援が提供できるよう運営体制の充実及び職員の資質・専門性の向上に努めます。

（２）施設の特性を活かして、地域社会に貢献する施設運営に努めます。

（３）入居者、地域社会、関係機関等から信頼される施設として、質の向上を図り、安定した運営の維持に努めます。

（４）職員は、社会規範や関係法令の理解に努め、使命感を持って業務の遂行ができるよう行動規範（コンプライアンス）等の遵守に努めます。

（5）経営の改善に向けた取り組みとして、市町村等の関係機関との連携により安定した入居率の確保を目指すとともに、会議等において経営状況等の情報提供を行い、職員一人ひとりの経営・運営に対する意識向上を図ります。

2．五所川原市地域福祉センター管理運営（五所川原市字幾世森 24 番地 38）

多様な福祉ニーズに対応した活動を幅広く展開するため、住民に地域福祉活動の普及・啓発及び各種福祉情報の提供等を図ることによって、地域における福祉人材・団体の育成を行い、以て地域福祉の向上、及び総合福祉活動の拠点としての機能を確立・発揮します。

3．五所川原市生き活きセンター管理運営（五所川原市字幾世森 218 番地 6）

地域に開放された福祉センターとして、高齢者をはじめとする市民の保健福祉の向上を図ることを目的に、各種相談への対応及び団体等の活動推進、週 3 日間（火、木、土曜日）の温泉入浴を住民に提供します。

4．金木中央老人福祉センター管理運営（五所川原市金木町川倉七夕野 426 番地 11）

地域に開放された福祉センターとして、高齢者等の福祉と健康の増進を図ることを目的に、各種相談への対応及び団体等の活動推進、週 6 日間（月曜日定休）の温泉入浴を住民に提供します。

5. 五所川原市健康増進施設（にこにこ温泉しうら）管理運営（五所川原市相内岩井 81 番地 385）

市民の健康づくり、健康寿命の延伸及び福祉の増進を図るため、疾病予防意識の高揚、健康指導及び健康管理に関する事業の実施、週 6 日間（火曜日定休）の温泉入浴、トレーニング室の使用を住民に提供します。

6. 金木生活支援ハウス管理運営（五所川原市金木町川倉七夕野 426 番地 11）

高齢者等に対して、金木生活支援ハウス（入居定員 12 名）において、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的に施設の管理運営を行います。

※ 指定管理制度について、管理業務の委託料を適正な支出（本会業務との按分）をし、不足額が生じた場合には協議を求めます。